

大分県報

令和五年
第四四一
九月五日

（火曜日）

目次

告示

令和五年度定期種畜検査に合格した種畜……………一

土地改良区の定款変更認可……………四

保安林の指定……………四

指定予定保安林（二件）……………四

森林病害虫等防除法第五条第二項の命令となる事項……………五

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………六

○ 告示

大分県告示第三百七十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定による令和五年度の定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和五年九月五日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

種畜証明書

番号

名前
（登記・登録番号）

品種

検査成績

32144020006

A236

その他

級外

32144020008 A260

32144020010 A296

32144020013 A351

32144020016 A388

32144020018 A397

32144020023 A483

32144020024 A490

32144020025 A493

32144020026 A542

32144020027 A551

32144020029 A558

32144020045 A580

32144020030 A581

32144020031 A587

32144020034 A619

32144020036 A655

32144020048 A764

32144020050 A768

32144020051 A773

32144020052 A777

32144020053 A788

32144020056 A828

32144020057 A829

32144020058 A851

32144020059 A852

32244020001 A1779

32244020002 A1793

32244020004 A1795

32244020005 A1802

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

その他

32244020006	A1805	その他	級外	32244020032	U 9639	その他	級外
32244020010	A1832	その他	級外	32244020033	U 9641	その他	級外
32244020011	A1839	その他	級外	32244020035	U 9763	その他	級外
32244020012	A1840	その他	級外	32244020036	U 9812	その他	級外
32244020013	A1847	その他	級外	32244020037	U 9813	その他	級外
32244020016	L L 5105	その他	級外	32244020039	U 9852	その他	級外
32344020001	L L 6307	その他	級外	11298505222	幸光照 (全和黑14830)	黒毛和種	1級
32344020002	L L 6417	その他	級外				
32244020018	T L 2597	その他	級外	11405323664	安美星 (全和黑15263)	黒毛和種	1級
32244020020	T L 2612	その他	級外				
32244020021	T L 2660	その他	級外	11529012666	佐倉松 (全和黑15337)	黒毛和種	1級
32344020003	T L 4055	その他	級外				
32344020004	T L 4090	その他	級外	11508873943	勝白清 (全和黑原6192)	黒毛和種	1級
32344020005	T L 4119	その他	級外				
32344020006	T L 4162	その他	級外	11400228988	英治郎 (全和黑原6379)	黒毛和種	1級
32344020007	T L 4403	その他	級外				
32344020008	T L 4407	その他	級外	11600600324	真剣佑 (全和黑原6443)	黒毛和種	2級
32344020009	T L 4416	その他	級外				
32344020010	T L 4443	その他	級外	11413936443	宣蔵 (全和黑原6444)	黒毛和種	1級
32344020011	T W 3188	その他	級外				
32344020012	T W 5566	その他	級外	11613897643	陸利奈 (全和黑15830)	黒毛和種	1級
32344020013	T W 7548	その他	級外				
32344020014	T W 7579	その他	級外	11343986617	十右衛門 (全和黑原6485)	黒毛和種	1級
32344020015	T W 8139	その他	級外				
32244020023	U 9176	その他	級外	32144010005	B 20 - 451	その他	級外
32244020026	U 9348	その他	級外				
32244020027	U 9355	その他	級外	32144010016	D 19 - 532	その他	級外
32244020028	U 9444	その他	級外				
32244020029	U 9449	その他	級外	32244010017	D 21 - 413	その他	級外

32244010016	シムロ リスター オオイタケン 1 0578 (日隊D種 D D44 - A000218)	デュロック種	2級	10244488671	平福安 (全和黑高2049)	黒毛和種	1級
32244010006	L 21 - 396	その他	級外	10842484853	安森照 (全和黑高2054)	黒毛和種	1級
32244010007	L 21 - 399	その他	級外	11344656885	隆之森 (全和黑原5920)	黒毛和種	1級
32244010010	L 21 - 631	その他	級外	11508397432	松吹雪 (全和黑原6108)	黒毛和種	1級
32144010010	W 20 - 207	その他	級外	11406198599	桜萬福 (全和黑原6177)	黒毛和種	1級
32144010012	W 20 - 468	その他	級外	11529015681	美馬桜 (全和黑原6193)	黒毛和種	1級
32144010013	W 20 - 558	その他	級外	11537638889	桜花久 (全和黑原6219)	黒毛和種	1級
32244010011	W 21 - 602	その他	級外	11425026996	葵白清 (全和黑15471)	黒毛和種	1級
32244010012	W 21 - 622	その他	級外	11554664960	加代白清 (全和黑原6194)	黒毛和種	1級
32344010001	B 21 - 356	その他	級外	11564404150	繁百合 (全和黑原6274)	黒毛和種	1級
32344010002	リトルモートン ラジサクラ フロンティア 1 0661 (日隊B種 B B44 - A000661)	バーク種 シャーク種	2級	11554663420	安白清 (全和黑原6275)	黒毛和種	1級
32344010003	デイツンヤム ナクゴ71 フロンティア 3 0697 (日隊B種 B B44 - A000697)	バーク種 シャーク種	2級	11575813828	百合文福 (全和黑原6315)	黒毛和種	1級
32344010004	B 21 - 783	その他	級外	11384175407	福富白清 (全和黑原6352)	黒毛和種	1級
32344010005	B 22 - 473	その他	級外	11575810629	秋桜幸 (全和黑原6353)	黒毛和種	1級
32344010006	D 21 - 664	その他	級外	11600822023	光安花 (全和黑原6354)	黒毛和種	1級
32344010007	D 21 - 707	その他	級外	11391643517	寿恵高盛 (全和黑原6410)	黒毛和種	1級
32344010008	ビツク ドリーム オオイタケン 1 0006 (日隊D種 D D44 - A000221)	デュロック種	2級	11613716036	平福富 (全和黑原6423)	黒毛和種	1級
32344010009	D 22 - 35	その他	級外	11613811113	幸照茂 (全和黑原6422)	黒毛和種	1級
32344010010	D 22 - 36	その他	級外				
32344010011	D 22 - 165	その他	級外				
32344010012	D 22 - 396	その他	級外				
32344010013	L 22 - 429	その他	級外				
32344010014	W 21 - 725	その他	級外				
32344010015	W 22 - 204	その他	級外				
32344010016	W 22 - 387	その他	級外				
32344010017	W 22 - 438	その他	級外				

令和五年九月五日

大分県報 (告示)

三

11417223716	高福花 (全和黑原6421)	黒毛和種	1級
11613829163	葵安花 (全和黑原6484)	黒毛和種	1級
11613824755	陸百合 (全和黑原6483)	黒毛和種	1級
11408086221	富勝幸 (全和黑原6550)	黒毛和種	1級
11413939666	福勝久 (全和黑原6551)	黒毛和種	1級
11343985740	葵正鶴 (全和黑原6511)	黒毛和種	1級
11395095886	勝乃藤 (全和21子大分黒9612)	黒毛和種	1級
11613820023	勝幸久 (全和21子大分黒12159)	黒毛和種	1級
11396447547	鶴徳 (全和21子大分黒3703)	黒毛和種	1級
11649515023	幸千風 (全和21子大分黒12018)	黒毛和種	1級
11367754407	勝乃栄 (全和22子大分黒1387)	黒毛和種	1級
11374781243	待侍 (全和22子大分黒135)	黒毛和種	2級
11509711206	菊光星 (全和黑15285)	黒毛和種	1級

大分県告示第三百八十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
 令和五年九月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名 佐伯市 所在地 認可年月日 令五・八・二三

大分県告示第三百八十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
 令和五年九月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林の所在場所
 宇佐市安心院町畳石字山ノ下六〇八番・六〇九番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
 令和五年九月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所
 大分市大字荷尾杵字古田一二〇三番二

二 指定の目的
 水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」とおり)は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年九月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」とおり)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法

第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林、樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和五年九月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 区域及び機関

1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存在する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

令和五年九月二十五日から令和六年二月二十九日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破砕する場合には、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

令和五年九月五日

大分県報（告示）

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和五年九月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年九月五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、八二一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一七、六三一人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者

の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、〇八三人
別府市	三一、四四九人
津市	二二、五三八人
日田市	一七、三五二人
佐伯市	一九、二〇七人
臼杵市	一〇、四二五人
津久見市	四、六四五人
竹田市	五、七五六人
豊後高田市	六、〇九四人
杵築市	七、七七七人
宇佐市	一四、九三六人
豊後大野市	九、六二三人
由布市	九、三一七人
国東市・姫島村	八、一三九人
日出町	七、七八三人
九重町・玖珠町	六、五六二人